

だい 6 き  
第 6 期

う た し な い し し ょ う ふ く し け い か く  
歌志内市障がい福祉計画

れ い わ ね ん ど れ い わ ね ん ど  
(令和3年度～令和5年度)

う た し な い し  
歌 志 内 市

# 目次

だい しょう けいかく きほんてきじこう		
第1章 計画の基本的事項		1
1. けいかくさくてい はいけい	計画策定の背景	1
2. けいかくさくてい しゆし	計画策定の趣旨	1
3. けいかく い ち	計画の位置づけ	1
4. けいかく きかん	計画の期間	2
だい しょう しょう しゃ と ま げんじょう		
第2章 障がい者を取り巻く現状		3
1. しょう しゃ すい	障がい者の推移	3
2. ていきょうたいせい	サービス提供体制	9
だい しょう けいかく きほんてきりねん さだ じこう		
第3章 計画の基本的理念と定める事項		11
1. けいかく きほんりねん	計画の基本理念	11
2. ほんけいかく さだ じこう	本計画に定める事項	11
だい しょう れいわ ねんど せいかもくひょう せつてい		
第4章 令和5年度の成果目標の設定		12
1. ふくししせつ にゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう	福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2. にゆういんちゆう せいしんしょう しゃ ちいきせいかつ いこう	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	12
3. ふくししせつ いっぱんしゆうろう いこう	福祉施設から一般就労への移行	12
4. せいしんしょう たいおう ちいきほうかつ こうちくおよ ちいきせいかつしえんきよてん せいび	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域生活支援拠点の整備	13
だい しょう しょう ふくし しゆるい ひつよう りょう み こ およ		
第5章 障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策		14
1. ほうもんけい	訪問系サービス	14
2. にっちゆうかつどうけい	日中活動系サービス	15
3. きまじゆうけい	居住系サービス	20
4. そうだんしえん	相談支援サービス	21
5. りょうかくほ ほうさく	サービス量確保のための方策	22
だい しょう ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう		
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項		23
1. りかいそくしんけんしゆう けいはつじぎょう	理解促進研修・啓発事業	23
2. じはつてきかつどうしえんじぎょう	自発的活動支援事業	23
3. そうだんしえんじぎょう	相談支援事業	24
4. せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう	成年後見制度利用支援事業	25
5. せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう	成年後見制度法人後見支援事業	26

6.	意思疎通支援事業 いしそつうしえんじぎょう	26
7.	日常生活用具給付事業 にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう	27
8.	手話奉仕員養成研修事業 しゅわほうしんいんようせいけんしゅじぎょう	28
9.	移動支援事業 いどうしえんじぎょう	28
10.	地域活動支援センター機能強化事業 ちいきかつどうしえんきのかうきょうかじぎょう	29
11.	その他事業 たじぎょう	29
12.	事業見込量確保のための方策 じぎょうみこみりょうかくほほうさく	30

第7章	障がい児福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及び その見込み量を確保するための方策 しょうがいじふくしサービスとうしゅるいごとのひつようりょうみこおよ そのみこみりょうかくほほうさく	31
1.	障がい児通所支援 しょうがいじつうしよしえん	31
2.	保育所等訪問支援 ほいくしよとうほうもんしえん	31
3.	障がい児相談支援 しょうがいじそうだんしえん	32
4.	サービス量確保のための方策 りょうかくほほうさく	32

第8章	計画の達成状況の点検及び評価 けいかくたっせいじょうきょうてんけんおよひょうか	33
-----	--	----

参考1

1.	障害者総合支援法第88条第1項 しょうがいしゃそうごうしえんほうだい じょうだい こう	34
2.	障害者基本法第11条第3項 しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい こう	34
3.	児童福祉法第33条の20第1項 じどうふくしほうだい じょう だい こう	34

参考2

	歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱 うたしなしいしやう しやじりつしえんきょうぎかいせっちようこう	35
	歌志内市障がい者自立支援協議会委員 うたしなしいしやう しやじりつしえんきょうぎかいいいん	36

## 1. 計画策定の背景

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」により、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス等について、共通の制度のもとで提供する仕組みが一元化され、規定されるサービスを都道府県、市区町村が計画的に整備するため、3年を1期とした「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

その後、「障害者自立支援法」は平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）に改正され、障がい者の範囲や支援区分及び支援内容などについて、整備され、平成30年4月より障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るため児童福祉法が改正されました。

## 2. 計画策定の趣旨

歌志内市障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づき「市町村障がい福祉計画」として策定。

また、歌志内市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき「市町村障がい児福祉計画」を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に定める計画です。

## 3. 計画の位置づけ

歌志内市障がい福祉計画は、「歌志内市総合計画」（平成28年度～令和7年度）を上位計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき「歌志内市障がい者計画」との整合性を保ちながら策定し、「歌志内市障がい者計画」のさまざまな施策のうち、生活支援を中心とした施策に関して具体的な数値目標や提供方法を定める実施計画に位置づけられます。

#### 4. 計画の期間

障がい福祉計画は3年を1期として策定することとされているため、歌志内市では、平成18年以降、令和2年度までの5期にわたりこの計画を策定しており、引き続き、第6期の計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、障害者基本法に基づく障がい者計画は、平成30年度から令和5年度の6年を期間としております。

	平成 (年度)							令和 (年度)				
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
障がい者 計画	第3次計画											
						見直し		第4次計画				
障がい福祉 計画	第3期計画											
		見直し	第4期計画									
					見直し	第5期計画						
								見直し	第6期計画			

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 障がい者の推移

(1) 身体障がい者の現状

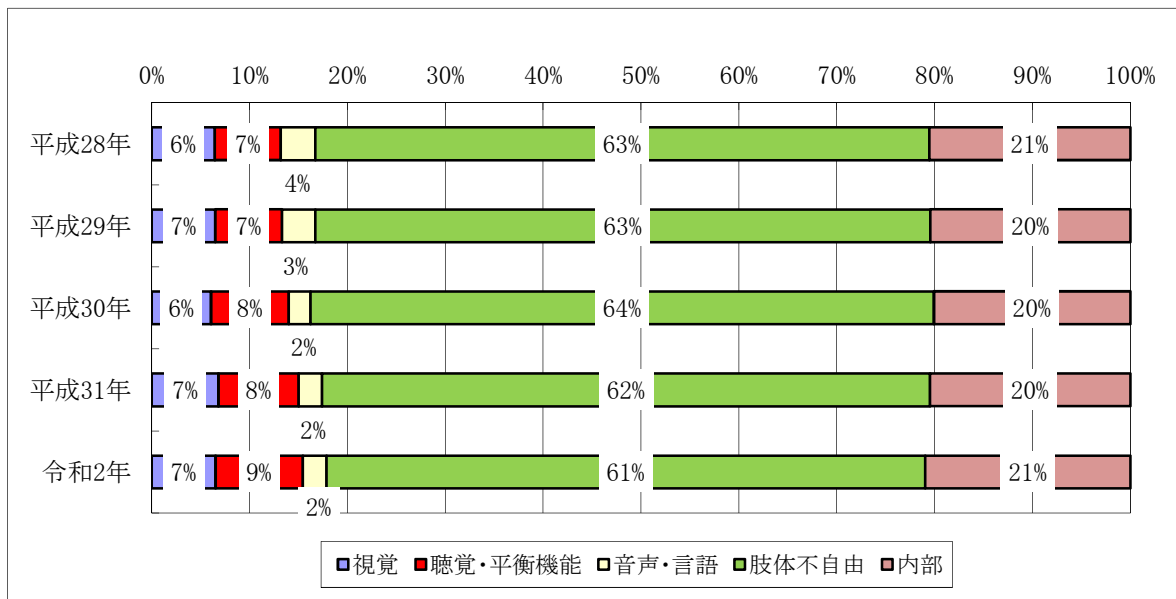
本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成28年以降減少傾向にあり、令和2年3月31日現在で291人となっています。

※2つ以上の部位に障がいがある場合は、等級の重い方に集計し、等級が同じ場合は、表の記載順で上の部位に集計。

単位：人

障がいの部位	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚	22	21	19	20	19
聴覚・平衡機能	23	22	25	24	26
音声・言語	12	11	7	7	7
肢体不自由	214	203	200	182	178
内部	70	66	63	60	61
合計	341	323	314	293	291

(身体障がいの部位別障がい者数の推移資料：保健福祉課 (各年3月31日現在))



(身体障がいの部位別割合資料：保健福祉課 (各年3月31日現在))

【部位別・等級別人数】

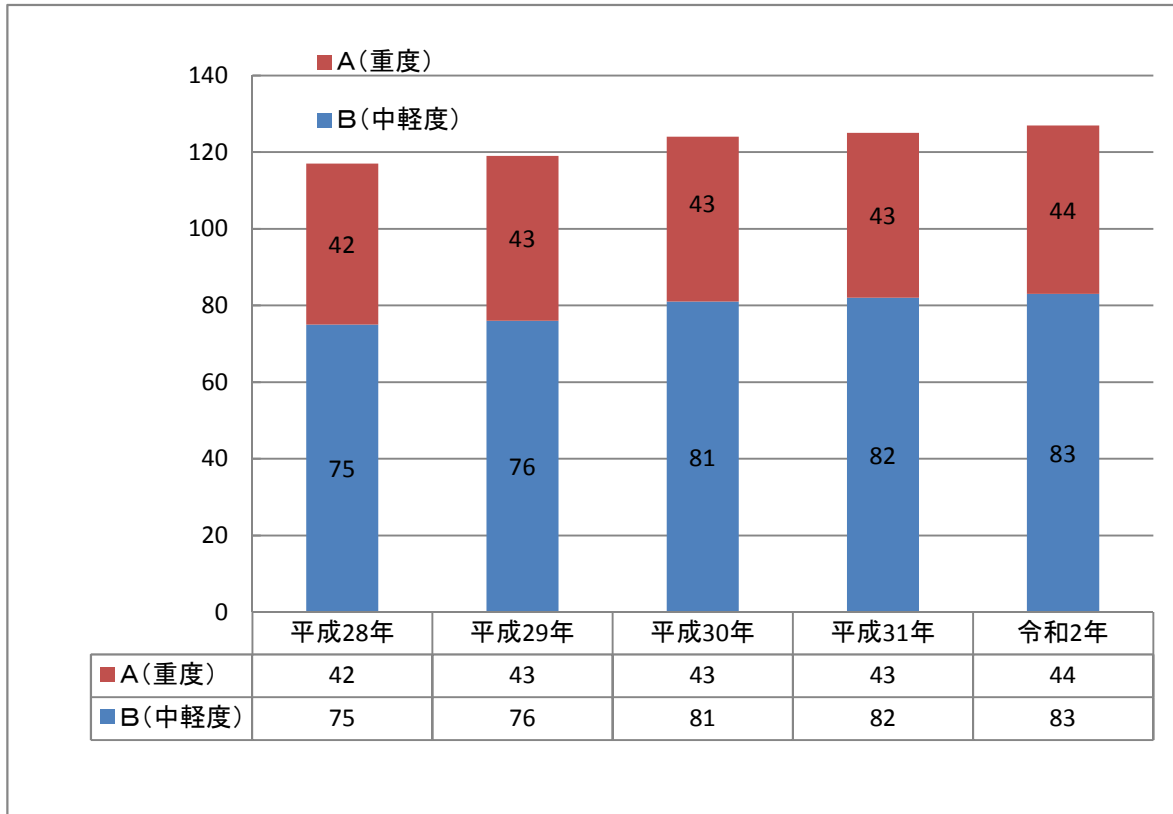
(令和2年3月31日現在)

しょうがい 障がいの部位	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	きゅう 4級	きゅう 5級	きゅう 6級	けい 計	
しかく 視覚	8	6	1	3	0	1	19	
ちようかく 聴覚・平衡機能	2	6	4	4	0	10	26	
おんせい 音声・言語	0	0	3	4	0	0	7	
したいふじゆう 肢体不自由	じようし 上肢	6	13	5	5	4	9	42
	か 下肢	6	13	20	47	16	11	113
	たいかん 体幹	5	7	5	1	5	0	23
ないぶ 内部	しんぞう 心臓	27	0	3	2	0	0	32
	じんぞう 臓	9	0	1	0	0	0	10
	こきゆうき 呼吸器	0	0	3	0	0	0	3
	ぼうこう ぼうこう	0	0	0	3	0	0	3
	ちよくちよう 直腸	0	0	1	12	0	0	13
ごう 合	けい 計	63	45	46	81	25	31	291

(2) 知的障がい者の現状

本市の知的障がい者（療育手帳所持者）数は、平成28年以降微増傾向にあり、令和2年3月31日現在で127人となっています。  
 (各年3月31日現在)

等級	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A (重度)	42	43	43	43	44
B (中軽度)	75	76	81	82	83
計	117	119	124	125	127



(知的障がい者数の推移資料：保健福祉課 (各年3月31日現在))

【年齢別人数】

(各年3月31日現在)

等級	平成28年			平成29年			平成30年			平成31年			令和2年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
A (重度)	2	40	42	1	42	43	1	42	43	1	42	43	1	43	44
B (中軽度)	9	66	75	10	66	76	15	66	81	15	67	82	14	69	83
計	11	106	117	11	108	119	16	108	124	16	109	125	15	112	127

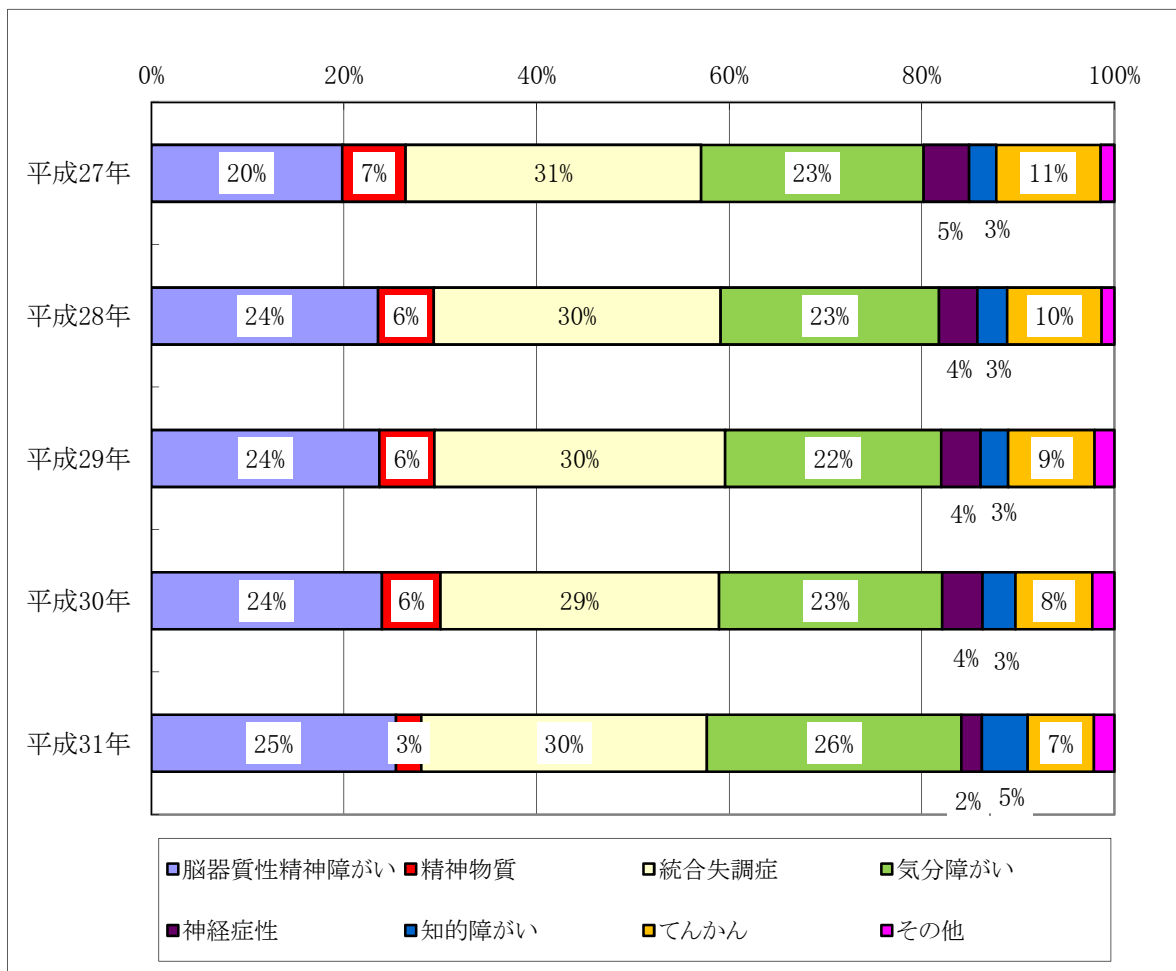


(3) 精神障がい者の現状

本市の精神障がい者数は、平成27年以降微増傾向にあったものの、平成31年3月31日現在で189人となっています。

病名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
脳器質性精神障がい	42	53	58	63	48
精神作用物質による精神及び行動の障がい	14	13	14	16	5
統合失調症	65	67	74	76	56
気分障がい	49	51	55	61	50
神経症性障がい	10	9	10	11	4
知的障がい	6	7	7	9	9
てんかん	23	22	22	21	13
その他	3	3	5	6	4
合計	212	225	245	263	189

(精神障がいの病類別障がい者数推移資料：北海道保健所把握精神障がい者状況【各年3月31日現在】)



（精神障がいの病類別障がい者割合推移資料：北海道保健所把握精神障がい者状況【各年3月31日現在】）

【精神障がい者手帳所持人数】

（令和2年3月31日現在）

1級	2級	3級	合計
6	17	5	28

(4) 難病患者の現状

本市の難病患者数は、平成28年度と比較すると微減傾向にあり、令和2年3月31日現在で48人となっています。

病名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1 筋萎縮性側索硬化症	1				
2 進行性核上性麻痺	1	1	2	2	2
3 パーキンソン病	7	7	6	6	7
4 大脳皮質基底核変性症	1	1	1	1	1
5 多系統萎縮症	2	2	2	1	1
6 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	2	1	2	2	4
7 神経線維腫症			1		
8 巨細胞性動脈炎			1	1	1
9 顕微鏡的多発血管炎	1	1	1	1	1
10 多発血管炎性肉芽腫症	1	1	1	1	1
11 全身性エリテマトーデス（SLE）	1	1	1	1	1
12 皮膚筋炎／多発性筋炎	1	1	1		
13 シェーグレン症候群	1	1	2	1	1
14 ベーチェット病	1	1			
15 特発性拡張型心筋症	1	1			
16 再生不良性貧血	1	1	1	1	1
17 特発性血小板減少紫斑病	1	1	2	2	2
18 後縦靭帯骨化症	1	1			
19 特発性大腿骨頭壊死症	1	1	1	1	1
20 下垂体前葉機能低下症	1	1	1	1	1
21 サルコイドーシス	1	1			
22 網膜色素変性症	1	1		1	1
23 原発性胆汁性肝硬変	2	2	2	2	2
24 自己免疫性肝炎				1	1
25 クローン病	3	2	2	2	2
26 潰瘍性大腸炎	2	1		2	2
27 自己免疫性溶血性貧血（道）	1	1	1	1	1
28 自己免疫性肝炎（道）	1	1	1	1	1
29 突発性難聴	1	2	2	1	1
30 ステロイドホルモン産生異常症					1
31 B型慢性肝炎（核酸アナログ治療）	6	6	7	7	7
32 C型慢性肝炎（IFNフリー治療）	2				
33 ウイルス性肝炎（道）	5	3	2	5	4
計	51	44	43	45	48

## 2. サービス提供体制<sup>ていきょうたいせい</sup>

### (1) サービスの利用状況<sup>りようじょうきょう</sup>

#### ① 障がい(児童)福祉サービス全体の<sup>ぜんたい</sup>実利用者数<sup>じつりようしやすう</sup> (令和2年3月分)<sup>れいわねんがつぶん</sup>

障がい(児童)福祉サービス利用者<sup>りようしや</sup>は、110人<sup>にん</sup>となっており、うち施設入所者<sup>しせつにゆうしよしや</sup>が27人、共同生活援助(GHグループホーム)<sup>きょうどせいかつえんじよ</sup>利用者が26人<sup>にん</sup>となっています。

サービス種類 <sup>しゆるい</sup>		児童 <sup>じどう</sup>	非該当 <sup>ひがいたう</sup>	区分1 <sup>くぶん1</sup>	区分2 <sup>くぶん2</sup>	区分3 <sup>くぶん3</sup>	区分4 <sup>くぶん4</sup>	区分5 <sup>くぶん5</sup>	区分6 <sup>くぶん6</sup>	総計 <sup>そうけい</sup>
福祉サービス <sup>ふくしサービス</sup>	施設入所支援 <sup>しせつにゆうしよしえん</sup>		0	0	1	2	5	8	11	27
	共同生活援助(GH) <sup>きょうどせいかつえんじよ</sup>		7	1	3	6	5	4	0	26
	施設入所GH以外 <sup>しせつにゆうしよしえんGHいがい</sup>	10	35	0	4	2	3	0	3	57
	合計 <sup>けいけい</sup>	10	42	1	8	10	13	12	14	110

※市町村障害者自立支援給付状況報告<sup>しちやうそんしやうがいしやじりつしえんきゆうふじようきょうほうこく</sup>による。

② サービス利用状況

サービスの利用状況としては、第5期計画で定めたサービス見込量に対する令和2年度の実績では、訪問系の居宅介護が75.7%、同行援護が84.6%、日中活動系では、就労継続支援(A型)69.0%、就労継続支援(B型)91.2%、居住系では、共同生活援助100.0%、施設入所支援113.0%となっています。

	サービス種別	たんい 単位	れいわ 令和 ねんど 2年度	にっちゅう 日中 かつどうけい 活動系	サービス種別	たんい 単位	れいわ 令和 ねんど 2年度
訪問系	きょたくかいご 居宅介護	じかん 時間	107		りょうようかいご 療養介護	にん 人	3
			81				3
			75.7%				100%
	じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかん 時間	0		701		
			0		676		
			—		96.4%		
どうこうえんご 同行援護	じかん 時間	13	0				
		11	0				
		84.6%	—				
こうどうえんご 行動援護	じかん 時間	0	35				
		0	72				
		—	205.7%				
じゅうどうしょう 重度障がい者包括支援	にん 人	0	23				
		0	10				
		—	43.5%				
居住系	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	にん 人	29		しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型)	にっすう 日数/月	436
			29				301
			100.0%				69.0%
	しせつにゅうしえん 施設入所支援	にん 人	23		592		
			26		540		
			113.0%		91.2%		
たんきにゅうしょ 短期入所	にっすう 日数/月	20	20				
		18	18				
		90.0%	90.0%				

※上段：計画  
 中段：実績  
 下段：見込量に対する実績（利用）割合

## 第3章 計画の基本的理念と定める事項

### 1. 計画の基本的理念

- (1) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会を実現するため、計画を策定します。
- (2) 障がい者（児）の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障がい及び児童福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
- (3) 障がい及び児童福祉サービスの実施主体として、必要な相談支援等の計画的な提供に努めます。
- (4) 地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応するため障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を促進します。

### 2. 本計画に定める事項

- (1) 各年度における指定障がい福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 障がい福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

第4章 令和5年度の成果目標の設定

障がい福祉計画では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、入院している精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるために、移行人数の目標値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が地域生活へ移行することをめざします。

項目	数値	備考
現在の入所者数	26人	令和2年10月1日の施設入所者数 (A)
目標年度入所者数	24人	令和5年度末の施設入所者数の見込み (B)
削減見込目標値	2人	(A) - (B)

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が退院することをめざし、北海道の数値目標を踏まえながら、相談支援や就労支援体制等の充実に努め、退院可能な精神障がいのある人の地域移行の促進を図ります。

3. 福祉施設から一般就労への移行

障がい福祉施設の利用者のうち、就労支援事業等を通じて、令和5年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	0人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

#### 4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域生活支援拠点の整備

精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉・介護が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活において障がい者やその家族の緊急事態に対応するため、広域による拠点整備（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を関係市町及び機関と共に推進いたします。



第5章 障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策

令和5年度における目標値を達成できるように、国が定めた基本指針や障がい福祉計画の策定に向けた北海道の基本的考え方を踏まえて令和3年度から令和5年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事、調理、洗濯などの介護を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、食事、入浴または排せつの介護や外出時の移動の支援を行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時移動の支援を行います。

(5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者で、その介護の必要程度が著しく高い方に対して、福祉サービスを包括的に提供します。

サービス量の実績及び見込（実績：平成30年度～令和2年度 見込：令和3年度～令和5年度）

サービス種別	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用時間数（時間/月）	78	84	81	81	81	81
	利用者数（人）	10	9	10	10	10	10
重度訪問介護	利用時間数（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用時間数（時間/月）	4	8	11	11	11	11
	利用者数（人）	4	4	4	4	4	4
行動援護	利用時間数（時間/月）	0	0	0	4	4	4
	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
重度障がい者等包括支援	利用時間数（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

## 見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、地域生活移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数。
- ・平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

## 市の基本的な考え方

- ・居宅介護、同行援護の利用者数を基礎として、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数等を見込みます。
- ・重度障がい者等包括支援については、対象者となるための基準、24時間のサービス提供を行うための事業者の体制及びヘルパーの資格基準等により本市による実施は難しいと思われるため、現状の0人で見込んでいます。

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、身体機能及び生活能力の維持・向上を図るため、病院などへの入院による医学的な管理のもと、入浴や食事などの介護や日常生活上の相談などの支援を行います。

サービス量の実績及び見込(平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	利用者数(人)	3	3	3	3	3	3

## 見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数を定める。

## 市の基本的な考え方

- ・重症心身障害児施設への継続入所の利用者数を見込みます。

(2) 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動または生活活動の機会などを提供します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人)	32	31	31	30	30	30
	利用量(日数/月)	666	650	676	670	670	670

見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数等を見込みます。

(3) 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで身体機能及び生活能力の維持、向上などを図るため、一定の支援が必要な障がい者に対し、理学療法や作業療法などによるリハビリテーションや日常生活に係る訓練などの支援を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(日数/月)	0	0	0	0	0	0

見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

- ・近隣市町に対象施設がなく、利用期間が定められていることから令和5年度目標値を令和2年度末現在の利用者数とし、現状の0人で見込んでいます。

(4) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで身体機能及び生活能力の維持、向上などを図るため、一定の支援が必要な障がい者に対し、日常生活に係る訓練や相談などの支援を行います。

サービス量の実績及び見込（実績：平成30年度～令和2年度 見込：令和3年度～令和5年度）

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数(人)	2	4	4	6	6
自立訓練(生活訓練)	利用量(日数/月)	7	6	72	108	108	108

見込量設定に関する勘案事項

・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障がい者の地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的なサービスの利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象見込数を基礎として、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数等を見込みます。

(5) 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、就労に必要な知識・能力の向上や適正に応じた職種への就労を図るための訓練を一定期間実施します。

サービス量の実績及び見込（実績：平成30年度～令和2年度 見込：令和3年度～令和5年度）

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数(人)	2	0	2	1	1
就労移行支援	利用量(日数/月)	7	0	10	2	2	2

見込量設定に関する勘案事項

・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障がい者の地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を勘案して利用者数等を見込みます。

(6) 就労継続支援 (A型)

就労移行支援事業などを利用したが、一般就労に結びつかなかった障がい者または就労経験のある障がい者などを対象に、就労に必要な知識・能力の向上などを図るため、雇用契約に基づく就労機会の提供、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けた支援を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	19	18	16	17	16	15
	利用量(日数/月)	353	312	301	338	316	294

見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込量を定める。

市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の利用者数等を見込みます。

(7) 就労継続支援 (B型)

就労移行支援事業などを利用したが、一般就労に結びつかなかった障がい者または一定年齢に達している障がい者などを対象に、就労機会の提供(ただし、雇用契約は結ばない。)を行うとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まったものは、一般就労への移行に向けた支援を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	31	34	32	32	32	32
	利用量(日数/月)	506	541	540	587	587	565

見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込量を定める。

市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の利用者数等を見込みます。

(8) 就労定着支援

一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	利用者数(人)	1	1	0	1	1	1

見込量設定に関する勘案事項

・障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

・平成30年度からの新規サービスで、これまでの実績及び今後の需要等を勘案して利用者数を見込みます。

(9) 短期入所(ショートステイ)

居宅において介護する人が病気または余暇などの理由により介護を受けることができない障がい者に対し、短期間、障がい者支援施設などに入所し、食事や入浴などの介護を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所	利用者数(人)	3	3	2	2	2	2
	利用量 (回数/月)	16	66	18	12	12	12

見込量設定に関する勘案事項

・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数を定める。

市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の利用者数等を見込みます。

### 3. 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むことに支障のない障がい者（主に軽度知的障がい者または精神障がい者）に、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

サービス量の実績及び見込（実績：平成30年度～令和2年度 見込：令和3年度～令和5年度）

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数(人)	27	27	29	29	30	31

#### 見込量設定に関する勘案事項

・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数を定める。

#### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在のグループホーム等の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標など、新たな利用者等を勘案して利用者数を見込みます。

#### (2) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対し入浴、排せつ及び食事の介護を行います。

サービス量の実績及び見込（実績：平成30年度～令和2年度 見込：令和3年度～令和5年度）

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	利用者数(人)	26	27	26	26	25	24

#### 見込量設定に関する勘案事項

・施設入所者の地域生活への移行者数を考慮したうえで、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数により利用者数を定める。

#### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の福祉施設の入所者数が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数が現在の入所者数を超えないことをめざします。

(3) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する人に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

見込量設定に関する勘案事項

・単身世帯である障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して利用者数を定める。

市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の利用実績はないが、今後の需要等を勘案して利用者数を見込みます。

4. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービス等に係る利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングや計画の見直しを行います。

(2) 地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等をしている人を対象として、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。

(3) 地域定着支援

単身等で生活する障がいのある人に対し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。



サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
けいかくそだんしえん 計画相談支援	りようしゃすうにん 利用者数(人)	91	97	98	101	101	101
ちいきいこうしえん 地域移行支援	りようしゃすうにん 利用者数(人)	0	1	0	1	1	1
ちいきていちやくしえん 地域定着支援	りようしゃすうにん 利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

見込量設定に関する勘案事項

- ・障がい福祉サービス及び地域相談の利用者数等を勘案して、全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となる者として、新規利用者及び見込量を定める。
- ・施設入所の数、入院中の精神障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して利用者数及び見込量を定める。
- ・居宅において、単身である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の全ての障がい福祉サービス利用者及び新たな利用者等を勘案して利用者数を見込みます。
- ・地域移行支援及び地域定着支援の令和2年度末現在の利用実績はないが、今後の需要等を勘案して利用者数を見込みます。

5. サービス量確保のための方策

- (1) 訪問系サービスについては、利用対象者や時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者の活用や必要な予算措置など体制の充実を図ります。
- (2) 日中活動系サービスについては、新規利用者のニーズなどを把握し、日中活動事業の整備の取り組みや必要な予算措置など体制の充実を図ります。
- (3) 居住系サービスについては、地域における居住の場としてのグループホームについて必要な予算措置など体制の充実を図ります。

## 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業の実施にあたっては、第5期（平成30年度～令和2年度）の計画に係る評価を行い、令和2年度までの各年度における必要量の見込みを、障がい者等の障がい支援区分、心身の障がいの状態、障がい者等の介護を行う者の状況などを総合的に勘案し、必要量確保に向けた方策を福祉サービスに設定します。

また、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスのほか、地域生活の支援に関し、必要なサービスを受けられるよう配慮します。

### 1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実施の有無	なし	なし	なし	なし	あり
理解促進研修・啓発事業 (イベント開催)	実施利用見込 数(回)	0	0	0	0	1	1

#### 見込量設定に関する勘案事項

・有識者による講演会や障がい者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障がい者等に対する理解を深める場の見込量を定める。

#### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在実績はないが、今後検討していき年1回の開催を見込みます。

### 2. 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実施の有無	なし	なし	なし	なし	あり
自発的活動支援事業 (ピアサポート)	実施利用見込 数(回)	0	0	0	0	1	1

見込量設定に関する勘案事項

- ・障がい者等、その家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動の場の見込量を定める。

市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在実績はないが、毎年1回の開催を見込みます。

3. 相談支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人またはその家族もしくは介護を行う人からの相談に応じ、障がい者が有する能力や適正に応じた支援など、自立した日常生活や社会生活を送るために必要な情報の提供及び助言を行います。

(2) 基幹相談支援センター

相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関のネットワークを構築することを目的に設立する組織です。地域の相談支援体制とネットワークの構築、困難事例への対応のあり方等を協議・調整するものです。

(3) 住宅入居等支援事業

民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や家主等への相談及び助言などを行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	たんい単位	へいせい平成30年度	れいわ令和元年度	れいわ令和2年度	れいわ令和3年度	れいわ令和4年度	れいわ令和5年度
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	かしょすう箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	せっちうむ設置の有無	なし無	なし無	なし無	なし無	なし無	なし無
住宅入居等支援事業	じっしうむ実施の有無	なし無	なし無	なし無	なし無	なし無	なし無

見込量設定に関する勘案事項

・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び指導、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助の見込量を定める。

市の基本的な考え方

・民間住宅の建設がないため、ほとんどが市の窓口で対応できており、住宅入居等の相談実績がないため、実施無しで見込みます。

4. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	あり	あり	あり
	実施利用見込数(人)	0	0	0	1	1	1

見込量設定に関する勘案事項

・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び指導、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助の見込量を定める。

市の基本的な考え方

・令和2年度末現在実績はないが、障がい者等のニーズに対応するため、1名を見込みます。

## 5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う事ができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	あり	あり	あり
	実施利用見込数(件)	0	0	0	1	1	1

### 見込量設定に関する勘案事項

・法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識等が習得できるよう内容の研修カリキュラムの見込量を定めます。

### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在実績はないが、法人等のニーズに対応するため、1件を見込みます。

## 6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能もしくは音声機能に障がいのある人などを対象にして、意思の疎通を円滑にするため、関係機関と協力して手話通訳者派遣事業を実施します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳者設置人数(人)	0	0	0	0	0	0
	手話・要約筆記実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

### 見込量設定に関する勘案事項

・対象者の拡大、制度の周知により、情報保証の充実を図るとともにコミュニケーション支援事業の実施を担う人材の見込量を定めます。

### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の本事業の利用者数を基礎として、利用件数を見込みます。

## 7. 日常生活用具給付事業

重度の身体障がい者または知的障がい者などに対して日常生活上の便宜を図るため、厚生労働大臣が定める用具などの給付または貸与を行います。

主な品目は、次のとおりです。

- 介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）
- 自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽など）
- 在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）
- 情報・意思疎通支援用具（点字器、ファックス（貸与）など）
- 排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつなど）
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

サービス量の実績及び見込（実績：平成30年度～令和2年度 見込：令和3年度～令和5年度）

サービス種別	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件数	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	1	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件数	2	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	128	152	173	204	204	204
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	0	0	0	1	1	1

### 見込量設定に関する勘案事項

- ・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

### 市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の本事業の利用者数を基礎として、利用件数を見込みます。

## 8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常生活会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
	実施利用見込数(人)	0	0	0	0	1	1

### 見込量設定に関する勘案事項

・対象者の拡大、制度の周知により、情報保証の充実を図るとともにコミュニケーション支援事業の実施を担う人材の見込量を定める。

### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在実績はないが、障がい者等のニーズに対応するため、今後開催を検討していきます。

## 9. 移動支援事業

障がい者等が日常生活または社会生活上必要となる外出及び余暇活動など社会参加のために必要と認められる外出を行うにあたって、移動の介護を行うため、外出介護支援員(ガイドヘルパー)を派遣します。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数(人)	4	3	4	6	6	6
	の延べ利用時間数(時間)	278	177	172	310	310	310

### 見込量設定に関する勘案事項

・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。

### 市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の本事業の利用者数を基礎として、利用件数を見込みます。

## 10. 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の福祉の向上のため、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図るとともに、地域活動支援センターの運営支援を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単 位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支援センター機能強化事業							
自市所在分	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
他市町村所在分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人)	3	4	4	4	4	4

### 見込量設定に関する勘案事項

- ・地域生活支援センターから地域活動支援センターに移行した施設1箇所を位置づけています。

### 市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の本事業の利用者数を基礎として、利用数を見込みます。

## 11. その他事業

### (1) 日中一時支援事業

障がい者等を日常的に介護している家族等の一時的な休息を目的として、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

### (2) 更生訓練費給付事業

自立訓練、就労移行支援または障害者総合支援法附則に定める身体障害者更正援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）を利用している障がい者を対象として、更生訓練費を支給することにより、障がい者の社会復帰の促進を図ります。



### (3) 福祉ホーム事業

障がい者の地域生活を支援することを目的とし、現に住居を求める障がい者に  
対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便  
宜を供与します。

## 1.2. 事業見込量確保のための方策

(1) 広く情報提供を行い、利用促進を図ります。

(2) 関係機関との連携を図り、支援体制の整備を図ります。

(3) 事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制や事業  
を継続するための必要な予算措置などの充実を図ります。

(4) 地域における障がい福祉サービス及び相談支援体制確保のために自立支援協  
会を開催し、また、障がい者等に対する人権の擁護や虐待防止に向けた仕組みづ  
くりに関しても同協議会において検討していきます。

第7章 障がい児福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策

令和5年度における目標値を達成できるように、国が定めた基本指針や障がい児福祉計画の策定に向けた北海道の基本的考え方を踏まえて令和3年度から令和5年度までの各年度における児童福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。

1. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいや発達の遅れのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等、発達や成長に応じた適切な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校に通う障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所づくりを行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	6	4	3	4	4	4
放課後等デイサービス	利用者数(人)	6	8	7	8	8	8

見込量設定に関する勘案事項

・児童の数の推移、現に利用している者の数、障がい児等のニーズを勘案して、利用者数及び見込量を定める。

市の基本的な考え方

・令和2年度末現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数等を見込みます。

2. 保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

## 見込量設定に関する勘案事項

- ・児童の数の推移、現に利用している者の数、障がい児等のニーズを勘案して、利用者数及び見込量を定める。

## 市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の利用実績はないが、今後の需要等を勘案して利用者数を見込みます。

### 3. 障がい児相談支援

障がい児通所支援等に係る利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングや計画の見直しを行います。

サービス量の実績及び見込(実績:平成30年度～令和2年度 見込:令和3年度～令和5年度)

サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい児相談支援	利用者数(人)	10	11	9	12	12	12

## 見込量設定に関する勘案事項

- ・全ての児童福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となる者として、新規利用者及び見込量を定める。

## 市の基本的な考え方

- ・令和2年度末現在の本事業の利用者数を基礎として、利用数を見込みます。

### 4. サービス量確保のための方策

対象児童の早期発見と早期療育を進めるために、保健師や認定こども園、学校関係者との連携体制を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うよう、障がいのある児童への支援体制の充実を図ります。

## 第8章 計画の達成状況の点検及び評価

計画の内容を具現化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理などを含む評価体制として、自立支援協議会に意見を求めながら本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握等を行っていきます。

また、計画を推進していくために保健福祉課をはじめとして、関係部局における推進体制の整備を進めます。

## 参考 1

1. 障害者総合支援法第88条第1項  
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。
2. 障害者基本法第11条第3項  
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
3. 児童福祉法第33条の20第1項  
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

さんこう  
参考2

うたしな いししやう しやじりつしえんきやうぎかいせつちやうこう  
歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱

もくてき  
(目的)

だい じやう しょうがいしゃ にちじやうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほくりつ へいせい ねんほうりつだい ごう  
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

だい じやうだい こうだい ごう もと そうだんしえんじぎやう ちいき しょうがい ふくし かん  
第77条第1項第1号に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづく  
りについて中核的な役割を果たす協議の場として「歌志内市障がい者自立支援協議会」（以下  
「協議会」という。）を設置する。

しよしやうじこう  
(所掌事項)

だい じやう きやうぎかい つぎ かくごう かか じこう しよしやう  
第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) そうだんしえんじぎやう うんえいひやうかとう かん  
相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) こんなんしれい たいおう かつた かん きやうぎ ちやうせい かん  
困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) ちいき かんけいきかん こうちくとう む きやうぎ かん  
地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) ちいき しゃかいしげん かいほつ かいぜん かん  
地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) しょう しゃけいかくあんおよ しょう ふくしけいかくあん さくていとう かん  
障がい者計画案及び障がい福祉計画案の策定等に関すること。
- (6) た きやうぎかい もくてき たつせい ひつやう じこう かん  
その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

そしき  
(組織)

だい じやう きやうぎかい べつひやう かか いいん そしき  
第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 きやうぎかい いいん しちやう いしよく  
協議会の委員は、市長が委嘱する。

にんき  
(任期)

だい じやう いいん にんき ねん さいにん さまた  
第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 ほけついいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんき かん  
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

うんえい  
(運営)

だい じやう きやうぎかい いいん ごせん かいちやうおよ ふくかいちやう かく めい お  
第5条 協議会に委員の互選により、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 かいちやう きやうぎかい しょうしゅう ぎ じ ひつやう おう いいんいがい しゅつせき  
会長は、協議会を招集し、議事をつかさどる。また、会長は、必要に応じて委員以外の出席  
をもとめ、その説明または意見を聞くことができる。
- 3 ふくかいちやう かいちやう ほ き かいちやう ふざい しよくむ だいり  
副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

しよむ  
(庶務)

だい じやう きやうぎかい しよむ ほけんふくしか しより  
第6条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

た  
(その他)

だい じやう しようこう さだ きやうぎかい うんえい かん ひつやう じこう かいちやう きやうぎかい ほか  
第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つ  
て定める。

- 2 いいん きやうぎかい し えん こじん かん ひみつ た も  
委員は、協議会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成19年2月1日から適用する。

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

べつびょう  
別表

うたしな いししよ う しやじりつしえんきようぎかい いん  
歌志内市障がい者自立支援協議会委員

だんたい きかんめい 団体・機関名	いじんめい 委員名
うたしな いしんたいしよ うがいしやふくしきようかい 歌志内市身体障害者福祉協会	かんじ 監事 たつぐち ようじ 辰口 洋司
うたしな いししやかいふくしきようぎかい 歌志内市社会福祉協議会	ふくかいちよ う 副会長 やまざき てるお 山崎 輝男
うたしな いしみんせい いんじどう いんきようぎかい 歌志内市民生委員児童委員協議会	かいちよ う 会長 やまかわ よしのぶ 山川 義信
しんたいしよ うがいしやそ だんいん 身体障害者相談員	の はら じゆんこ 野原 純子
ちてきしよ うがいしやそ だんいん 知的障害者相談員	お なか しんいち 尾中 慎一
しやかいふくしほ うじん ほっかいどうこうせいしや 社会福祉法人 北海道光生舎 こうせいしや 光生舎クリーン・セブン	しせつちよ う 施設長 ふじもと ひろただ 藤本 浩只
しやかいふくしほ うじん さつぼろりよくかかい 社会福祉法人 札幌緑花会 すながわき ほ うがくいん 砂川希望学院	かんりしや 管理者 とみ ひでたか 富 英隆
しやかいふくしほ うじん かい 社会福祉法人 くるみ会 ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターぽぽろ	ちよ う センター長 たざわ ともはる 田澤 智晴
うたしな いしちよ うないかいれんごうかい 歌志内市町内会連合会	かいちよ う 会長 みやざき きみひで 宮崎 公英





だい 6 き  
うたしな いししやう ふくしけいかく  
歌志内市障がい福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
(令和3年度～令和5年度)

れいわ ねん がつ  
令和3年3月

はっこう うたしな いし ほけん ふくしか  
発行 歌志内市 保健福祉課

〒073-0492 うたしな いしあざほんちやう ほんち  
歌志内市字本町5番地

でんわ  
電話 0125-42-3213 F A X 0125-42-3232